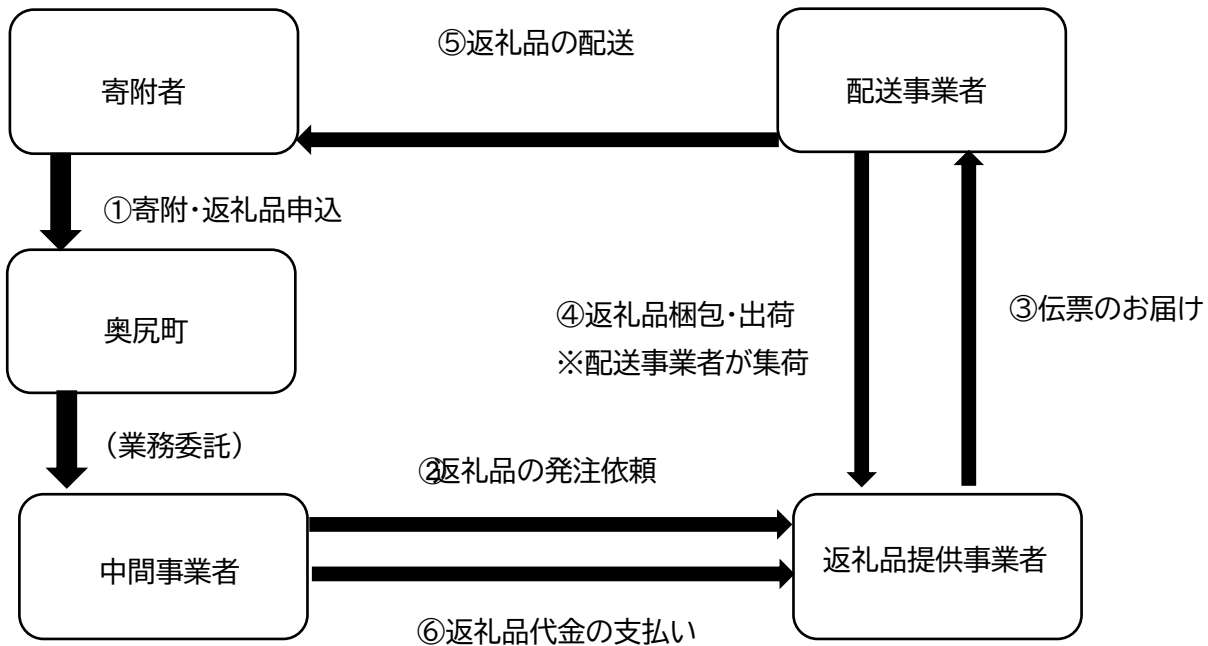


# 奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

## 1、目的

ふるさと納税(寄附金)制度を通して奥尻町に寄附を行っていただいた方へ、感謝の意と共に奥尻町の魅力を発信し、更なる寄附を促進するため、寄附者に対する商品・サービス(以下「返礼品」という。)を提供する法人、団体又は個人事業主(以下「返礼品提供事業者」という。)及び返礼品を募集する。

【ふるさと納税(寄附金)制度のイメージ】



## 2、返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、奥尻町が返礼品提供事業者として適当でないとする場合がある。

(1)各種法令規則(食品衛生法、食品表示法、酒税法、漁業法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、旅館業法等)を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。

(2)本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが奥尻町内にある法人、団体又は個人事業者であること。又は、区域外であっても、地場産品基準を満たしている返礼品を取り扱うことができる事業者。ただし、これらに準ずる事業者として奥尻町が認めた場合は、この限りではない。

(3)他者が生産する商品・サービスを仕入れて返礼品として取り扱う場合は、当該返礼品の生産・提供者は本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが奥尻町内にある法人、団体又は個人事業主に限るものとし、かつ、(1)、(2)、(4)の要件に適合するものとする。

(4)奥尻町税を滞納していないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団員等」という。)又は、暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

(6)奥尻町がふるさと納税推進事業の業務を委託している事業者(以下「中間事業者」という。)との連携や奥尻町と中間事業者が指定する対応(受発注や配送の方法など)が可能であること。

(7)品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間について限定して提供するも

のについては、あらかじめ奥尻町と中間事業者と協議のうえ、その範囲内の供給でよいものとする。

### 3、返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)奥尻町の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄付増進に資するものであること。
- (2)平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)やこの告示に関する総務省通知を遵守し、これに適合するものであること。(※別紙①「地場産品基準」参照)なお、返礼品の登録時において、改正後の地場産品基準(以下「新基準」という。)が公布されているときは、新基準の適応日以前であっても、新基準を満たすものであること。
- (3)原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性、その他の一切の事項において、関係法令や各地方自治体の条例、業界慣行に基づく基準を遵守し、徹底した品質管理体制が整っていること。
- (4)自ら生産したもの以外の場合は、奥尻町の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- (5)食品を提供する場合は、返礼品が到着した後一定期間(概ね1週間以上)の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品(鮮度が高く要求されるもの)については、この限りではない。また、運搬にあたっては、食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (6)サービスを提供する場合は、指定のサービス以外及び本町以外で利用不可となる措置を講じること。

### 4、申込方法及び掲載までの流れ

返礼品提供事業者として返礼品の提供を希望する場合は、様式第1号・様式第2号・様式第3号を、【奥尻町総務課管財係】へ書類を提出、又は指定する内容を記載したメールに各様式を添付して送信する。

①メールの場合は、次の事項を入力し、必要書類を添付して送信すること。

メールアドレス:furusato-no@town.okushiri.lg.jp

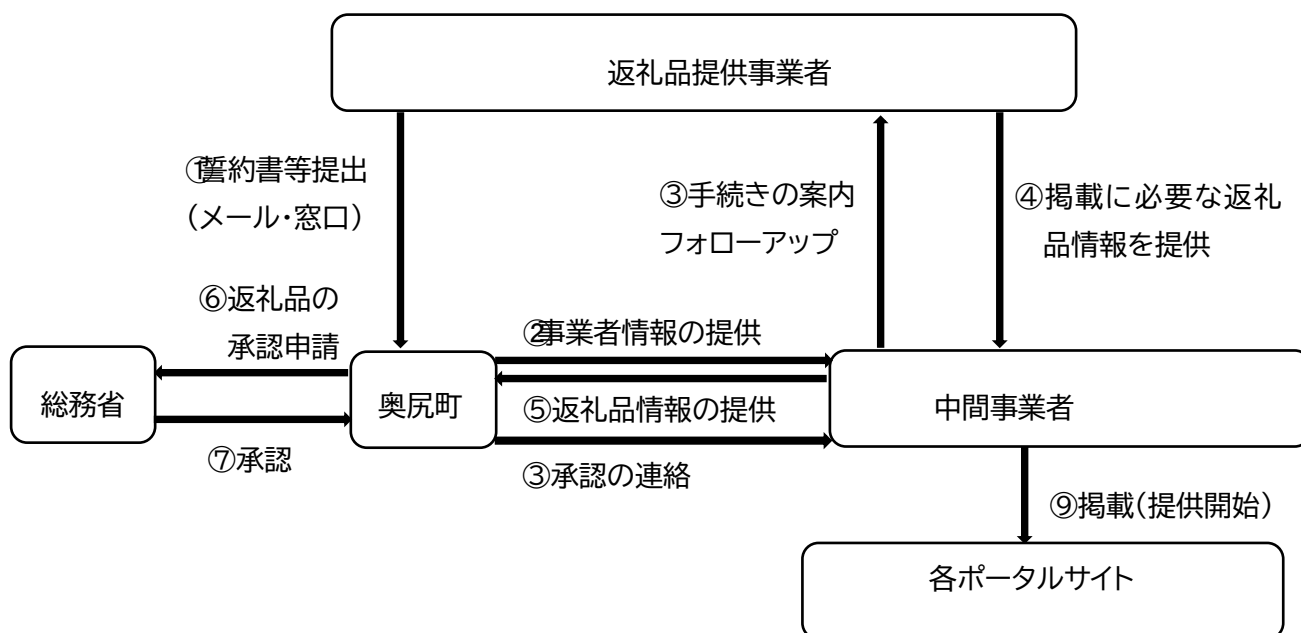
・件名:奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者の申込について

・本文:①本社・支社・事業所・工場等の所在地②事業者名③部署名④担当者名⑤電話番号⑥メールアドレス⑦商品・サービスの概要等

提出された書類の内容を奥尻町で確認後、この要項の規定を満たす返礼品提供事業者と判断された場合は、事業者登録、返礼品登録等の手続について、中間事業者の指示に従い、所定の手続きを行うこと。

また、新規の返礼品を提供するにあたっては、総務省が規定する返礼品の承認手続きを奥尻町が行う。ただし、総務省の承認が得られない場合は、返礼品の提供を不可とする。なお、総務省への返礼品の承認手続きは、原則年1回(ふるさと納税の次期指定に係る申出を提出する時(※毎年7月頃))とし、総務省より随時申出が可能な旨の通知があったときは、この限りではない。

## 【返礼品掲載までの流れ】



## 5、返礼品の代金及び寄付金額の設定

返礼品の代金と寄付金額については、次のとおりとする。

- (1)返礼品の代金は、商品・サービスの代金、消費税及び地方消費税総額並びに梱包代を含むものとする。
- (2)設置費用等が別途発生する場合、その額は返礼品の代金に含めるものとする。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うこと。
- (3)寄付金額は、(1)及び(2)に基づく返礼品の代金、配送料、その他手数料等を勘案し、1,000円単位に切り上げた額を基本として、奥尻町が決定する。

## 6、返礼品提供事業者の業務内容

返礼品提供事業者の業務内容等については次のとおりとし、「8. その他留意事項」と合わせて適切な対応を行うこと。

- (1)返礼品提供事業者は、中間事業者から発注を受けたときは、遅滞なく速やかに返礼品を配送すること。ただし、返礼品の性質等により、即時対応が困難なものについては、返礼品登録時にその旨を明示すること。また、破損しやすい返礼品については、厳重に梱包を行うこと。
- (2)ふるさと納税の運用(地場産品基準や国の規定に関すること及び各種法令規則等)において、奥尻町や中間事業者からの調査・確認(以下「調査等」という。)があったときは、これに必ず応じること。また、商品・サービスを提供するにあたって遵守すべき事項が記載された書類等を整備、保存し、依頼があった場合は、速やかに書類を提出すること。なお、現地にて調査等が必要となった場合は、日程を調整のうえ対応すること。
- (3)奥尻町又は中間事業者が依頼した場合は、返礼品を配送する際にパンフレット等の同封にも対応すること。
- (4)次の各号に該当すると判明した場合には、直ちに奥尻町及び中間事業者に報告し、必要な対応を行うこと。

①返礼品の仕様(返礼品代金を含む。)等を変更する場合

②返礼品の提供を辞退する場合

③返礼品の提供が遅延又は提供できなくなる場合

④返礼品の品質又は配送過程での事故等のトラブルが生じた場合

⑤返礼品提供事業者の組織について改編があった場合や「4. 申込方法及び掲載までの流れ」で示す提出書類の記載内容に変更が生じた場合

## ⑥次項の対応が生じた場合

(5)返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む。)等に対して、中間事業者と連携し、責任と誠意をもって真摯に対応し、解決に努めること。なお、返礼品の品質に関する苦情等の対応や補償等に要した費用については、奥尻町は一切の責任を負わないものとする。

## 7、配送料及び返礼品代金の支払いについて

返礼品の配送料及び返礼品代金の支払いについては、次のとおりとする。

(1)配送料については、原則奥尻町が全額負担する。ただし、返礼品提供事業者に起因する再配送が発生した場合は、再配送に係るすべての費用(返礼品代金及び配送料)を返礼品提供事業者が負担すること。なお、配送業者の瑕疵による場合は、この限りでない。また、この場合においても返礼品提供事業者は責任をもって解決することとし、解決にかかる経費(配送料や代替品による補償等)等について、奥尻町は一切負担しない。

(2)返礼品代金の支払いについては、中間事業者が指定する方法(振込期日等を含む。)とし、振り込みに必要な情報提供を行うこと。

## 8、その他留意事項

### (1)個人情報の保護

寄付者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。ただし、返礼品の送付にあたり同梱した自社の商品カタログ、チラシ等を通じた申込み等で入手した個人情報については、この限りではない。守秘義務及び個人情報の保護に関する詳細については、別紙②「守秘義務及び個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(2)次のいずれかに該当する場合、奥尻町は返礼品の登録を取り消すことができるものとする。この場合において、登録を取り消された返礼品提供事業者に損害が生じても、奥尻町及び中間事業者は一切その責めを負わない。また、奥尻町及び中間事業者並びに寄付者を含む第三者に生じた損害や取り消し以前に発生している責務は、返礼品提供事業者の責任のもと真摯に対応し、完遂又は補償しなければならないものとする。

①関連する各種法令等(食品衛生法、食品表示法、旅館業法等)に違反した場合

②返礼品や返礼品提供事業者が本要項の規定に違反した場合

③誓約書の内容に虚偽があった場合

④奥尻町又は寄付者に対して損害を及ぼす行為があった場合

⑤総務大臣の指導・通達等を受けて、奥尻町が不適と認めた場合

⑥その他、奥尻町が不適と認めた場合

(3)返礼品の提供において、関連する各種法令等の違反が疑われる場合は、奥尻町は各種法令の措置権限を有する行政機関、部署へ情報共有を行い、取扱い停止などの措置を講じる。

(4)この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、奥尻町との協議によるものとする。

## 別 紙① 地場産品基準

- 1・・・奥尻町の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・奥尻町の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・奥尻町の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ(熟成肉)・・・地場産品基準第3号イに規定する、奥尻町の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、奥尻町の区域内において熟成したもの。
- 3イ(精米)・・・地場産品基準第3号イに規定する、奥尻町の属する北海道の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ(企画立案)・・・奥尻町において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が奥尻町の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から奥尻町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・奥尻町の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が奥尻町に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2(宿泊)・・・奥尻町の区域内に所在する宿泊施設であって、奥尻町の属する北海道の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、奥尻町の属する北海道の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7号の3イ五万以下(宿泊)・・・奥尻町の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 7号の3ロ該当地域(宿泊)・・・奥尻町の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を 図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する 特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7の4(電気)・・・奥尻町の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例:〇〇pay商品券、△△Pay)セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。

## 守秘義務及び個人情報に関する特記事項

本書における用語の意義は、特段の定めのない限り、奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項(以下「募集要項」という。)の定義に準じるものとする。

### 1 秘密情報の定義

(1)本書において秘密情報とは、募集要項「6 返礼品提供事業者の業務内容」に記載された業務やそれに付随する業務等(以下「業務」という。)を行う際に、奥尻町(中間事業者を含む。以下同じ)から開示された営業上技術上の一切の情報をいい、返礼品提供事業者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うこと。ただし、次の各号の一つに該当する情報であることが書面で立証される場合は、当該秘密情報から除外する。

①開示を受ける以前に、既に公知である情報

②開示を受ける以前に、返礼品提供事業者が既に知得していた情報

③開示を受けた後、返礼品提供事業者の責に帰しえない事由により公知となった情報

④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得した情報

⑤開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(2)前号の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が奥尻町より開示を受けた個人情報については、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって管理する義務を負う。

(3)奥尻町は、寄付者の個人情報を提供するにあたっては、情報漏洩に細心の注意を払うこととする。また、返礼品提供事業者は、これについて細心の注意をもって取り扱うものとする。

(4)秘密情報の授受は、奥尻町と返礼品提供事業者の双方で予め決めた責任者が窓口となって行うものとする。

### 2 使用目的

(1)返礼品提供事業者は、業務の実施に必要な範囲内でのみ秘密情報を取り扱うことができる。返礼品提供事業者は業務の範囲を超えて秘密情報を加工、利用、盗用又は改ざんをしてはならない。

### 3 秘密保持

(1)返礼品提供事業者は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取り扱わせてはならない。

(2)返礼品提供事業者は、所定の区域においてのみ秘密情報を取り扱うこととする。

(3)返礼品提供事業者は、秘密情報の取扱いについて、事前に奥尻町の承諾を得ない限り第三者に委託することはできない。ただし、事前に奥尻町の承諾を得た場合であったとしても、返礼品提供事業者は当該委託先を責任をもって監督するとともに、返礼品提供事業者が奥尻町に対して負う秘密保持に関する義務と同等の義務を委託先に対して負わしむることとし、万が一委託先において問題が発生した場合には、奥尻町に対しその責任を負うものとする。

(4)返礼品提供事業者は、秘密情報を本業務の遂行に必要な範囲を超えて複製又は複写してはならない。

(5)返礼品提供事業者は、業務終了後3ヶ月以内に寄付者の個人情報その他秘密情報を、その複製物、複写物も含めて廃棄しなければならない。業務の遂行において不要となった場合で奥尻町の指示があった場合でも同様とする。

### 4 報告及び監査

(1)返礼品提供事業者は、奥尻町から預かった秘密情報を廃棄するまでは、奥尻町からの請求があった場合には

秘密情報の取扱いにつき第6項の内容を含む奥尻町が求める事項を報告しなければならない。

(2)奥尻町は、情報漏洩事故の発生その他特に重大な問題が生じた場合には、返礼品提供事業者の秘密情報の取扱状況につき、前項の報告とは別に必要な監査を行うことができる。

## 5 責任分担

(1)返礼品提供事業者は、秘密情報の紛失、漏洩、盗難等の事故が生じたか又は生じるおそれがある場合には、速やかに奥尻町に対しこれを報告し、奥尻町の指示に従い原因究明及び損害の拡大防止に努め、適切な措置を講じなければならない。

(2)返礼品提供事業者は、自らの責めに帰すべき事由(第3項第3号の再委託先を含む)により前項の事故が生じた場合、奥尻町に対し損害賠償(逸失利益を含む)の責を負うこととする。

(3)万が一情報管理につき事故が発生し、本人その他の第三者から損害賠償の請求がなされた場合には、奥尻町と返礼品提供事業者とで協議のうえ、その責任に応じて負担割合、補填方法を決定する。

## 6 個人情報に関する特則

(1)返礼品提供事業者が奥尻町より預託を受けた秘密情報が奥尻町の保有する個人情報にあたる場合には、返礼品提供事業者は個人情報保護の重要性を認識しつつ、自社内で適切な安全管理体制を整備しこれを維持するとともに、特に以下の措置を講じなければならない。

①返礼品提供事業者は、個人情報を取り扱う者を業務を遂行するために必要最小限の者に制限する。

②返礼品提供事業者は、奥尻町が求めた場合、前号により取扱いを認めた者を管理する責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)を任命し、様式第1号「奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書」にて奥尻町に通知する。

③返礼品提供事業者(個人情報管理責任者がいる場合には、個人情報管理責任者)は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の問題が起きないように、パスワードの設定、アクセス制限の設定など適切な管理を行う。

## 7 有効期間

本書の有効期限は、返礼品提供事業者がすべての返礼品の提供を停止した時とし、この場合は、直ちに秘密情報を廃棄しその旨を奥尻町に書面(任意の様式)で通知することとする。ただし、秘密情報及び個人情報の取扱いについては、その後も引続き有効なものとする。



# 誓約書 兼 同意書

年 月 日

奥尻町長 様

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

Ⓔ

私は、奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者申請及び返礼品提案において、下記事項の応募要件を満たすものであることを、誓約し同意します。

なお、下記事項に反する場合、登録の取消等、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 提供されるすべての商品券は、地方自治体が定める地場産品基準を遵守するものとする。
- 2 提供される商品券により購入可能な商品は、全て地場産品基準を満たしているものとする。基準を満たさない商品が含まれていることが判明した場合、速やかに当該商品の除外を行い、購入者に対して適切な代替商品を提供することとする。
- 3 奥尻町税のほか、国税、道税等に未納の無いものであること。
- 4 奥尻町個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができるものであること。
- 5 自己の故意又は重大なる過失により、貴町の信用を損ね若しくは貴町の業務の円滑な運営に支障を生じさせ、よって相手方に損害を生じさせた場合、貴町に対し、賠償する責を負うものとする。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および奥尻町暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 7 上記の事由の有無の確認のため、町が行う調査については、これに同意するとともに、町が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

## 返礼品提案書

年 月 日

奥尻町長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

奥尻町ふるさと納税返礼品として、次のとおり申請します。

返礼品名称		ワガナ
返 礼 品 等 に つ い て 返 礼 品 等 に つ い て	種 類	<input type="checkbox"/> 海産・農産品(加工食品含む) <input type="checkbox"/> 飲料(お酒含む) <input type="checkbox"/> 肉 <input type="checkbox"/> 菓子類 <input type="checkbox"/> 雑貨・日用品 <input type="checkbox"/> 旅行・宿泊券 <input type="checkbox"/> チケット <input type="checkbox"/> その他
	食 品 表 示 (アレルギー品目含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	内 容 (規格・サイズ・容量・賞味期限など)	
	返礼品等の説明 (アピールポイント等)	(ホームページ、パンフレット等で商品の紹介に使用しますので、商品の特性や魅力が伝わるように、できるだけ詳細に記入してください。)
	受付・発送可能期間	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定( 月～ 月) <input type="checkbox"/> 個数限定( 個限定) <input type="checkbox"/> 完全事前予約制
	賞味(消費)期限・利用期限	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り( )
	発送方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
	発送までに要する時間	<input type="checkbox"/> 受注後随時 <input type="checkbox"/> その他( )
	その他の注意事項	(商品の保管方法・活用方法や賞味期限等)
	価 格	円 (梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。送料は含まない)
返礼品等の要件	<input type="checkbox"/> 町内で生産、製造、加工されているもの <input type="checkbox"/> 町内の原材料を使用しているもの	

	<input type="checkbox"/> 町内でサービスの提供が受けられるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )
返礼品と事業との 関わりについて	(返礼品提供によって、奥尻町の魅力発信、地域経済の活性化にどうつなげていくのか、自由にご記入ください。)
提供を希望する 委託事業者 (ポータルサイト)	<input type="checkbox"/> さとふる <input type="checkbox"/> ふるさとチョイス <input type="checkbox"/> 楽天ふるさと納税 <input type="checkbox"/> JALふるさと納税 <input type="checkbox"/> ANAふるさと納税 <input type="checkbox"/> dショッピングふるさと納税 <input type="checkbox"/> ふるなび ※現在、掲載しているサイトも含む

返 礼 品 等 に つ い て	返礼品の画像 等	<input type="checkbox"/> 現物と同様 <input type="checkbox"/> イメージ画像
	画像をデータで送る場合は <a href="mailto:furusato-no@town.okushiri.lg.jp">furusato-no@town.okushiri.lg.jp</a> までメールください。	
	画像の著作 権	<input type="checkbox"/> 著作権を持っている <input type="checkbox"/> 第三者に委託して撮影し、著作権の移転を受けている <input type="checkbox"/> 第三者から利用の許諾を受けている <input type="checkbox"/> 奥尻町から提供を受けている

※この様式は1商品につき、1枚作成してください。

受付印

## 奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書

年 月 日

奥尻町長 様

奥尻町ふるさと納税返礼品提供事業者として申請します。

所在地	〒 ー	
事業者名	(フリガナ)	⑩ ※法人の場合は 代表者印
代表者役職・ 氏名	(フリガナ)	
事業者情報	電話番号： FAX： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 URL ( )	
発注情報 受取方法	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール ※受け取れるものにチェックをお願いします。	
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： FAX： メールアドレス：	

受付印